

就学支援金の申請について

(課税証明書等により申請する方)

(通信制用)

◆ 提出する書類

◇ 次の書類を、配付した封筒に入れて提出してください。

- 1 就学支援金確認票
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 (様式第1号・その2)
- 3 令和元(平成31)年度の課税証明書等(次のア～エに掲げる**いずれか**の書類)
保護者2名(父母)が都道府県民税所得割と市町村民税所得割を課税されている場合は、**父母それぞれの書類が必要です。**
なお、配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の課税証明書等は必要ありません。
ただし、この場合でも、都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が「50万2,000円」以上の場合は、配偶者の方の課税証明書等(ア～ウ)の**いずれか**の書類が必要です。
ア 令和元(平成31)年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
イ 令和元(平成31)年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
ウ 令和元(平成31)年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー
エ 生活保護受給証明書の原本(平成31年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの)
- 4 県立通信制高校就学支援金交付申請書
- 5 高等学校等就学支援金振込口座申出書
- 6 振込口座の通帳(またはキャッシュカード)のコピー
- 7 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知

※ 「個人番号カード等のコピー貼付台紙」と「保護者の顔写真付き身分証明書のコピー」を提出する必要はありません。

◆ 提出期限

令和2年 月 日

◆ 就学支援金確認票の記載について

◇ 確認事項2の「 その他()」に、「課税証明書等●名分」と記載してください。

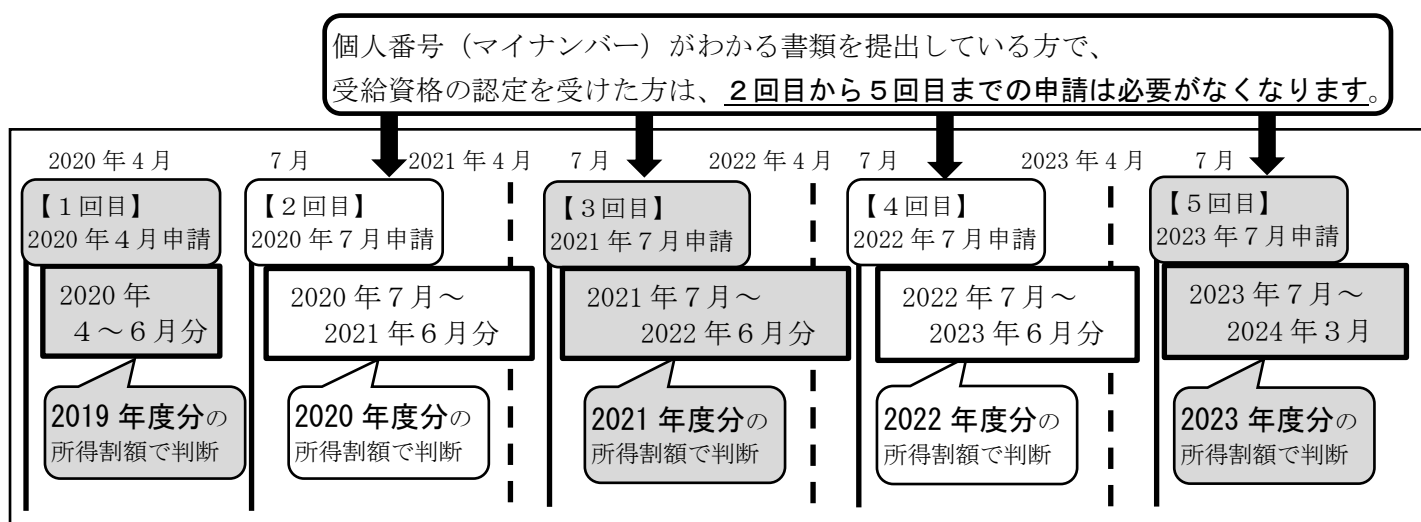
確認事項2
提出書類をご確認ください。
【提出書類(申請しない場合)】 <input type="checkbox"/> 就学支援金確認票(本用紙) 記入はここまでです。 確認事項3以降は、記入不要です。
【提出書類(申請する場合)】 <input checked="" type="checkbox"/> 就学支援金確認票(本用紙) <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード等のコピー貼付台紙 <input type="checkbox"/> 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー ※ 生徒本人が提出書類一式を直接提出する場合、身分証明書のコピーは不要です。 <input checked="" type="checkbox"/> 県立通信制高校就学支援金交付申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金振込口座申出書 <input checked="" type="checkbox"/> 振込口座の通帳(またはキャッシュカード)のコピー <input type="checkbox"/> 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本 <input type="checkbox"/> 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知 <input checked="" type="checkbox"/> その他(課税証明書等2名分)

◆ 今後の手続き

- ◇ 就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）もならなかった方（受給資格が不認定となった方）も、下記の図にある、**毎年7月の手続きが必要**（2回目～5回目）になります。
- ◇ 毎年7月に課税証明書等をご用意いただき、別途お知らせする提出期限までに、学校に申請をしていただく必要があります。
- ◇ 提出期限までに提出がなかった場合は、就学支援金の対象であっても、受給することができない場合があります。

【参考：個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出すると・・・】

- 就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、**毎年7月の手続きが不要**（2回目～5回目）となります。
- 県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査するので、**手続きの手間、手続き忘れがなくなります。**
- **就学支援金の対象とならなかった方（受給資格が不認定となった方）**は、ご家庭の事情が変わらない限り、**次回の手続きは申請書の提出のみ**となります。
- 県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査するので、**課税証明書等をご用意いただく必要がなくなります。**



年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）
 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）
 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立〇〇学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 神奈川県立〇〇学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校 (全日制)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/> ウ ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 □名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分。ただし, 未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが, 主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが, 未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が, 課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上, □にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

へ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

①～⑦のいずれかにレ印を記入してください。

(2) - 1 次の保護者等の課税							
① <input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分						
	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)						
② <input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア</td> <td>親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ</td> <td>親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ウ</td> <td>・離婚, 死別 ・親権者が存在しない場合</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	<input type="checkbox"/> イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合	<input type="checkbox"/> ウ	・離婚, 死別 ・親権者が存在しない場合
<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合						
<input type="checkbox"/> イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合						
<input type="checkbox"/> ウ	・離婚, 死別 ・親権者が存在しない場合						
親権者がなく、未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記入してください。							
③ <input type="checkbox"/>	未成年後見人 □名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分。ただし, 未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)						
④ <input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが, 主たる生計維持者が存在する場合 等						
⑤ <input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合等						
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。							
⑥ <input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが, 未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合						
⑦ <input type="checkbox"/>	親権者, 未成年後見人が存在しないなど, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されない収入を得ている場合						

課税証明書等を添付する方の氏名と生徒との続柄を記入してください。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
番号 太郎	父	番号 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】 確認の上、必ずレ印を付けてください。

就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)